

## 補助金限度額

予防接種の種類	対象者	金額	金額	金額
		接種日(平成31年 4月1日～令和元年 9月30日)	接種日(令和元年 10月1日～令和2年 3月31日)	接種日(令和2年 4月1日～) ※ロタ:R2.10.1～
ヒブワクチン	3歳未満の者	10,551円	10,813円	10,813円
	3歳以上の者	9,147円	9,383円	9,383円
小児の肺炎球菌ワクチン	3歳未満の者	14,191円	14,520円	14,520円
	3歳以上の者	12,787円	13,090円	13,090円
B型肝炎ワクチン	3歳未満の者	8,186円	8,404円	8,481円
ロタウイルスワクチン(1価・ロタリックス)	3歳未満の者			17,545円
ロタウイルスワクチン(5価・ロタテック)	3歳未満の者			12,012円
四種混合ワクチン	3歳未満の者	13,478円	13,794円	13,794円
	3歳以上6歳未満の者	12,074円	12,364円	12,364円
	6歳以上の者	11,264円	11,539円	11,539円
三種混合ワクチン	3歳未満の者	7,430円	7,634円	7,634円
	3歳以上6歳未満の者	6,026円	6,204円	6,204円
	6歳以上の者	5,216円	5,379円	5,379円
不活化ポリオワクチン	3歳未満の者	12,106円	12,397円	12,397円
	3歳以上6歳未満の者	10,702円	10,967円	10,967円
	6歳以上の者	9,892円	10,142円	10,142円
BCGワクチン	1歳未満の者	9,201円	9,438円	9,438円
水痘ワクチン	3歳未満の者	10,983円	11,253円	11,253円
	3歳以上の者	9,579円	9,823円	9,823円
麻しん・風しん混合(MR)ワクチン	1歳以上2歳未満の者	12,884円	13,189円	13,189円
	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	11,480円	11,759円	11,759円
	中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の第1学年の児童に相当する者(長期療養者に限る。)	10,670円	10,934円	10,934円
	高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)の第3学年の生徒に相当する者(長期療養者に限る。)	10,670円	10,934円	10,934円
麻しんワクチン	1歳以上2歳未満の者	8,996円	9,229円	9,229円
	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	7,592円	7,799円	7,799円
	中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の第1学年の児童に相当する者(長期療養者に限る。)	6,782円	6,974円	6,974円
	高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)の第3学年の生徒に相当する者(長期療養者に限る。)	6,782円	6,974円	6,974円
風しんワクチン	1歳以上2歳未満の者	8,996円	9,229円	9,229円
	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	7,592円	7,799円	7,799円
	中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の第1学年の児童に相当する者(長期療養者に限る。)	6,782円	6,974円	6,974円
	高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)の第3学年の生徒に相当する者(長期療養者に限る。)	6,782円	6,974円	6,974円
日本脳炎ワクチン	3歳未満の者	9,493円	9,735円	9,735円
	3歳以上6歳未満の者	8,089円	8,305円	8,305円
	6歳以上の者	7,279円	7,480円	7,480円
二種混合ワクチン	11歳以上13歳未満の者	4,968円	5,126円	5,126円
子宮頸がん予防ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	17,679円	18,073円	18,073円
予診のみ	3歳未満の者	5,259円	5,423円	5,423円
	3歳以上6歳未満の者	3,855円	3,993円	3,993円
	6歳以上の者	3,045円	3,168円	3,168円

備考 「長期療養者」とは、予防接種の対象者であった間に、免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病その他の特別の事情があることにより予防接種を受けることが

できなかったと認められる者であって、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年以内にあるものをいう。